

# 公 告

(指名競争入札のご案内)

令和6年11月1日

鳥取いなば農業協同組合

代表理事組合長 清水 雄作

この度、指名競争入札を行いますので、次の通り公告いたします。

なお、発注にあたり希望があれば、下記条件をご確認の上、技術資料等の提出をお願いいたします。資料確認の上、指名をさせていただきます。

また、入札に際しては、事前に現場説明会を計画しておりますので、指名受託者はご参加下さい。

## 1. 工事概要

- (1) 工事名 トスク本店解体撤去工事
- (2) 工事場所 鳥取市行徳1丁目103
- (3) 工事内容 本工事は、トスク本店解体撤去処分（地上部分、地下基礎及び一部杭撤去を含む）及び跡地の整地をするものです。
- (4) 工事の概要、構造、規模等
  - ア トスク本店 昭和43年竣工 店舗、事務所 解体撤去処分  
鉄筋コンクリート造4階建 塔屋2階建 延べ床面積 4,469.718㎡
  - イ トスク本店 昭和48～52年竣工 店舗、駐車場 解体撤去処分  
鉄骨造5階建 塔屋1階建 延べ床面積 10,567.95㎡
  - ウ トスク本店 平成7年竣工 店舗、駐車場 解体撤去処分(基礎杭撤去を含む)  
鉄骨造3階建 塔屋1階建 延べ床面積 4,170.689㎡
  - エ トスク本店 平成8年竣工 店舗、駐車場 解体撤去処分  
鉄骨造4階建 塔屋1階建 延べ床面積 7,563.974㎡
  - オ ポンプ室 昭和48年竣工 解体撤去処分  
補強コンクリートブロック造平屋建 床面積 27.686㎡
  - カ オイルポンプ室 昭和48年竣工 解体撤去処分  
補強コンクリートブロック造平屋建 床面積 2.47㎡
  - キ ダンボール置き場 昭和48年竣工 解体撤去処分  
補強コンクリートブロック造平屋建 床面積 14.14㎡
  - ク その他 自転車置き場、建植広告塔、外部ガードパイプ、舗装、 解体撤去処分  
及び跡地整備工事
- (5) 工事期間 契約締結の日から令和 8年 6月20日まで
- (6) 支払い条件 工事進捗を勘案し、中間払いあり  
行政年度ごとに年度出来高を精算

## 2. 技術資料の提出ができる者

技術資料及び入札参加確認書類（以下「技術資料」という。）の提出が出来る者は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

### (1) 共同企業体に関する要件

ア 共同企業体は、鳥取県東部地域に本店を有する（鳥取県格付けA級で直近3ヶ年の経常利益が連続赤字でないこと。）者を代表者として、2又は3者による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。

ウ 代表者は、(2)及び(3)の資格を満たす者の内、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、その出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。

エ 各構成員は、本件入札において、他の共同企業体の構成員となることができない。

### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業（建築一式工事）の許可を受けている者であること。

ウ 建設工事の一般競争入札又は、指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続きについて（平成30年鳥取市告示第525号）に基づく建築一式工事（解体）の入札参加資格を有する者であること。

エ この公告の日から追って通知する本件入札の日までのいずれの日においても、行政並びにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。予算決算及び会計法令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。別紙の「申立書」の提出を求めることとする。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者にあつては、当該申し立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基き、4の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者または、当該受託者と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。

キ 他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

(ア) 資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- (イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。
  - a 一方の会社役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等であると認められる関係をいう。
  - b 一方の会社役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正が阻害されると認められる関係 (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。
- (3) 共同企業体の代表者の資格
  - ア 平成26年度以降に工事が完成し、引越しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物で、1棟の延べ床面積が2,500㎡以上のものの建築解体の工事に元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
  - イ 4の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日において、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可(建築一式工事)を受けている者であること。
  - ウ 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。
    - (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士(以下「一級建築士」という。)の資格を有する者又は建設業法第27条第1項に規定する技術検定建設業法施工令(昭和31年政令第273号)第34条第1項の表の上欄に掲げる検定項目を建築施工管理とし、かつ同条第2項に規定する区分を一級とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者(以下「一級建築施工管理技士」という。)であること。
  - (イ) 当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係にあつて、技術資料等の提出のあった日の3ヶ月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。
  - (ウ) 平成26年度以降に工事が完成し、引越しが完了している鉄筋コンクリート造または鉄骨造の建物で、1棟の延べ床面積が2,500㎡以上のものの建築解体の工事に元請けの監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事実績があること。ただし共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る、当該工事に現場代理人として従事していた者については、当該工事の施工時に(ア)に該当していた者に限る。
  - (エ) 建築一式工事について、建設業法27条の18第1項に規定する管理技術者資格者証の交付を受けている者で、かつ、同法第26条第5項の国土交通大臣の登録を受けた講習を受講しているものであること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格
  - ア 平成26年度以降に工事が完成し、引越しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の建築解体の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として、施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
  - イ 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす主任技術者を専任で配置できる者であること。
    - (ア) 一級建築士若しくは建築士法第4の規定による二級建築士の資格を有する者又は建設業法第27条第1項に規定する技術検定(建設業法施工令第34条第1項の表の上欄に掲げる

検定項目を建築施工管理とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者であること。

- (イ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3ヶ月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- (ウ) 平成26年度以降に工事が完成し、引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物で、1棟の床面積が2,500㎡以上のものの建築解体工事に元請けの、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限り、当該工事に現場代理人として従事していた者については、当該工事の施工時に（ア）に該当していた者に限る。

### 3. 設計業務の受託者等

- (1) 2の（2）のカの「本件工事に係る設計業務に係る設計業務受託者」とは次に掲げる者である。

鳥取市瓦町468番地 株式会社本間設計事務所 代表取締役 花本 浩児

- (2) 2の（2）のカの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者」とは次のア又はイに該当するものである。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている法人。

イ 法人の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該法人。

### 4. 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料等の作成要領の交付

技術資料等の作成要領は、鳥取いなば農業協同組のウェブサイト (<https://www.ja-tottoriinaba.jp/>) に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付することとする。

ア 交付期間、時間及び場所

令和6年11月1日から同月15日までとし、時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所 鳥取市湖山町東5丁目261 鳥取いなば農業協同組合 企画管理部 総務課 とする。

- (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間、時間及び場所

令和6年11月1日から同月15日までとし、時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出場所 鳥取市湖山町東5丁目261 鳥取いなば農業協同組合 企画管理部 総務課とする。

ウ 提出方法 1部持参すること。

- (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名する。指名通知はFaxにて通知するとともに本文を準備します。

### 5. 設計図書を示す場所及び期間

本件工事に係る設計図書は指名各社1部手渡しとします。場所は現場説明会会場とします。

## 6. 設計図書に関する質疑及び回答について

- (1) 質疑は令和6年12月10日正午までに株式会社本間設計事務所に書面にて提出願います。  
提出はFax又はメールにて提出下さい。
- (2) 質疑に対する回答は令和6年12月19日午後4時までにFax又はメールにて返信いたします。

## 7. 入札

- (1) 入札参加者は、本件工事の本工事費参考内訳明細書を入室時に提出願います。  
提出する内訳書は本工事参考内訳明細書のP-1～P-2までとする。
- (2) 落札者は、予定価格以下の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格で有効な入札をした他の者を落札者とすることがある。  
なお、有効な入札金額が同額となった場合には、抽選で決定することとします。

## 8. その他

- (1) 技術資料の提出は入札参加の意向を確認するためのものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (2) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は令和6年12月2日午前9時30分より現地トスク本店において、開催いたします。
- (5) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途に使用しない。  
ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがあります。